

# 平成28年度における千葉県障害者就労施設等からの 物品等の調達推進を図るための方針

## 1 目的

障害者就労施設等の受注の機会の拡大等を図るため、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条の規定により、障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図ることを目的として作成する。

## 2 適用範囲

本方針の適用範囲は、知事部局、水道局、企業土地管理局、病院局、議会事務局、各行政委員会の事務局及びこれらの出先機関（以下「各機関」という。）が発注する物品等の調達とする。

## 3 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」に基づく事業所等
  - ア 就労継続支援事業所（A型・B型）
  - イ 就労移行支援事業所
  - ウ 生活介護事業所
  - エ 障害者支援施設（日中に生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
  - オ 地域活動支援センター
  - カ 特定非営利活動法人千葉県障害者就労事業振興センター
- (2) 障害者基本法に基づき国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所
- (3) 障害者優先調達推進法施行令に基づく事業所
  - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
  - イ 重度障害者多数雇用事業所（①～③の全てを満たすもの）
    - ① 障害者の雇用者数が5人以上
    - ② 障害者の割合が従業員の20%以上
    - ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上
- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等
  - ア 在宅就業障害者
  - イ 在宅就業支援団体

#### 4 調達の対象品目

調達を推進すべき物品等については、分野を限定せず、また過去に調達実績のない物品等の調達についても対象とする。

#### 5 調達の目標

物品及び役務の種別毎に、前年度の実績を上回ることを目標とする。

##### <参考1>

平成27年度実績額 集計中

(内訳)

・物品 集計中

・役務 集計中

##### <参考2>

平成26年度実績額 16,924,552円

(内訳)

・物品 7,564,911円

・役務 9,359,641円

#### 6 調達の推進方法

##### (1) 調達に当たっての基本的考え方

物品等の調達に当たっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、障害者就労施設等からの随意契約の活用も含めた調達の可能性について検討する。

また、調達の実施に当たっては、県の調達に関する他の施策との調和を図るとともに、予算の適正な執行並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、調達の推進に配慮するよう努めるものとする。

##### (2) 随意契約の活用による調達

ア 障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号の規定による随意契約(※)を積極的に活用すること。

※ 金額にかかわらず通常入札が必要な予定価格であっても、障害者支援施設等との契約であれば、随意契約ができるもの。

イ 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号又は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第1号の規定による随意契約(※)(オープンカウンターを除く。)において、見積書を徴する場合には、障害者就労施設等を含めて選定することに配慮すること。

※ 予定価格が、「物品の買入れ」：160万円以下、「製造の請負」：250万円以下、「役務の提供」100万円以下の場合、随意契約ができるもの。

ウ その他上記ア及びイを推進するため、可能な限り分離分割発注を行うなど、発注方法や、履行期間、発注量を考慮するよう努めること。

### (3) 調達推進に必要な情報提供等

障害者就労施設等で提供可能な物品や役務等の情報を収集・リスト化して、各機関へ配付する取組みを進める。

また、障害者就労施設等から提供可能な物品等の情報、及び、県の調達計画等の情報について、データベースシステムの「チャレンジド・インフォ・千葉」や千葉県障害者就労事業振興センターの共同受注窓口等を活用しマッチングを図る。この際、県から、当該障害者就労施設等に「チャレンジド・インフォ・千葉」への積極的な登録を促すとともに、県内市町村等にも利用を働き掛ける。

さらに、障害者就労施設等から各機関の発注担当者への提供可能な物品等の説明会、その他発注の参考に資する情報提供の機会を設ける取組みを推進する。

### (4) その他調達推進に関する障害者就労促進のための重要事項

ア 公契約における入札の参加資格を定める際に、障害者雇用促進法に基づく法定雇用率達成企業については加点をする取組みを継続して実施する。

イ 説明会等の機会を通じて、事業者に対し、障害者の就労を促進するため、法定雇用率等の障害者雇用制度を周知啓発するとともに、民間部門における障害者就労施設等からの物品等の調達を増進させるため、障害者就労施設等で提供可能な物品等について情報提供を行う。

## 7 調達の推進体制

障害者就労施設等からの物品等の調達を各機関が一体となって効果的に推進していくため、各機関間の円滑な連絡調整、調達の進捗管理等を図るため、「障害者優先調達推進庁内連絡会議」(※)を実施する。

※ 各部主管課等からなる会議において実施

## 8 調達方針及び調達実績の公表

(1) 本方針を策定したときは、県ホームページ等により、公表する。

(2) 調達実績については、概要を取りまとめ次第、県ホームページ等により、公表する。

## 9 その他

(1) 物品等の調達のほか、障害者就労施設等による県庁舎内(出先機関含む)での物品の販売や、県及び障害者就労支援関係団体等が実施するイベント等での販売のためのスペースの確保に配慮するなど、障害者就労施設等による販売機会の確保及び県民等へのPRの推進にも努めることとする。

(2) 平成27年度実績が確定した後、その状況を勘案し、必要に応じ、本方針の見直しを行う。